

質 問 へ の 回 答 書
(鳥取県立むきばんだ史跡公園)

H30.7.9 文化財課

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質 問 内 容	回 答
仕様書 P 5 (4) イ 自動販売機の設置	自動販売機の設置は、現在の設置者の物産振興会経由でないか。	物産振興会に限定しない。 また、売店の運営は、直営でも委託でも良く、指定管理者の判断となる。
募集要項 資料 1 遺構展示館	遺構展示館に、監視カメラは設置しているのか。	監視カメラは設置していない。
仕様書 別紙 7 草刈業務	草刈りの手作業(刈払機)と機械で実施する範囲は。	仕様書の別紙 7-2 (P 30) で、「※②」の箇所は機械除草、「※芝刈機使用」の箇所は芝刈機が利用できるが、その他の箇所は手作業(刈払機)での対応とする。
仕様書 P 7 業者発注	外注業務について、町内業者に発注する等の制限はあるのか。	仕様書 P 7 に、県内業者への発注に努めることとしており、県内業者であれば良い。
募集要項 P 29 資料 7 職員体制等	募集要項の資料 7 (P 29) に破線で組織体制が示してあり、資料 3 (P 9) に人件費が計上してあるが、職員配置はどのように考えれば良いか。 また、指定管理になった場合、現在県が雇用している人は、引き続き雇用するのか。	仕様書 P 1 に「人員体制」として記載しているのが県が要望する職員配置である。 募集要項の資料 7 は、現在の県の職員体制であり、この人数を必ず配置しないとイケないという訳ではない。 資料 3 (P 9) に、県で配置している人件費は計上しているので、職員配置は、指定管理者で検討していただければ良い。 指定管理者の判断で、継続雇用しても、新しい人を雇用しても良い。なお、選定基準(募集要項 P 9) に、「現在の施設職員の継続雇用に関する方針」の項目があり、継続雇用すると点数が高くなる。
仕様書 P 1 2 人員体制	業務責任者は、現行体制ではどの人にあたるのか。	募集要項の資料 7 (P 29) の、次長兼係長に相当する。
募集要項 P 5 備品の購入	その他の備品の購入は指定管理者となっているが、どのような物があるのか。	指定管理者が使うパソコン等、施設の管理に直接関わらないような物を想定しており、指定管理者の所有となる。

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
仕様書 P 2 遊歩道管理、除雪	<p>森の遊歩道の管理はどの程度指定管理者で実施するのか。</p> <p>除雪について、年によって回数が変わるが、どれだけ多くても指定管理者の負担で実施しなければならないのか。</p> <p>除雪機を持っているようであるが、どの範囲を除雪しているのか。</p>	<p>苔の薬剤（次亜塩素酸ソーダ）除去やクズなどの蔓を切る等、歩く人の安全を確保する程度の管理を行う。</p> <p>募集要項の資料9（P 31）に、H29の除雪の委託実績の7回491,400円があるが、これは駐車場と園内への進入路の除雪に係るものである。 この程度の予算は確保しているので、多少の増加程度は実施をお願いするが、大幅に除雪が増える場合は協議としたい。</p> <p>管理道・遊歩道の除雪は、現在は県の職員が除雪機で除雪を行っている。</p>
仕様書 別紙1 復元建物	洞ノ原の復元住居は半分程度まで草で覆われていたが、あれは正しい姿なのか。	土屋根住居として復元しているものなのであのまま草が生えていても良い。 ただし、縦に根を張る植物（ヨウシュヤマゴボウ、ハゼ等）は屋根を壊すおそれがあるので、巡視して、随時撤去（草取り）する必要がある。
募集要項 P 5 損害賠償	施設の管理上の明白なかしに係る場合の損害賠償は指定管理者の責任となっているが、保険に加入する必要があるということか。	県が加入しているのと同等の保険に加入していただければ良い。 仕様書のP 5に加入する保険の内容を記載しているので、確認して欲しい。